

# 大和都市計画山の辺土地区画整理事業を変更する理由書

## 1. 事業の概要

大和都市計画山の辺土地区画整理事業は、大阪近郊都市への通勤住宅地の開発、都市基盤整備による密集市街地の解消、施行区域の北側に位置する名阪国道の開通に伴う交通処理及び住宅対策の促進を目的として、昭和43年5月4日に当初決定を行い、その後の昭和60年4月23日に区域の変更を経て、現在、施行区域面積106.5haを都市計画決定しているところである。そのうち、約18.5haについては、平成18年度より大和都市計画事業山の辺第一工区（A工区）として土地区画整理事業を推進している。

## 2. 変更の内容

### （1）変更の理由

大和都市計画事業山の辺第一工区（A工区）を除く未着手区域となる約88haについては、当初決定後から約50年が経過し、施策の検証等を行った結果、少子高齢化の進行、人口減少等の社会情勢の変化や経済情勢の変化に伴い、事業の効果が見込めない状況である。

このようななか、未着手区域については、今後の限られた財政状況のなかで効率的・効果的に施策を展開するために、土地区画整理事業によるまちづくりから、生活道路の舗装改築、通学路等の横断歩道強調標示や防護柵の設置などにより利便性を向上させ、安全・安心な住みやすいまちづくりに取り組むこととする。

### （2）変更の内容

施行区域を、田部町及び別所町の各一部とする。